

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和8年3月19日(水)
開催場所	飯塚市役所 本庁6階 教育委員会会議室
出席委員	馬奈木委員、河委員、菅野委員、高倉委員、荒川委員
欠席委員	平嶋委員
事務局職員	市民環境部 長尾部長 環境整備課 尾形課長、伊藤
会議内容	<p>【事務局】 ～開会のあいさつ～</p> <p>【議長】 それでは、議題の1番「飯塚市自然環境保全条例の規定に基づく届出の経過について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局】 それでは、資料1-1をお願いします。前回の報告では、令和6年度中に届出のあった案件についてご報告させていただきました。今回は、令和7年度に届出のあった2件についてご報告させていただきます。</p> <p>まず、No.1九州電力送配電株式会社による無線整備・通信設備新設工事についてです。本事業は飯塚市高倉にて森林を開発する事業として、令和7年7月1日に本条例に基づく届出を受理しました。事業概要としましては、電力の安定供給を目的としたマイクロ無線網の新設にあたり、拠点間の見通しを確保するため、飯塚市高倉にあります金国山にマイクロ無線を中継するための反射板を設置するというものです。当該地は保安林指定がなされていたため、併せて、指定解除の手続きも完了しております。</p> <p>令和7年7月16日に高倉公民館にて住民説明会が開催され、地域住民14名が参加、執行部からも2名出席しております。参加者から要望等は出しておらず、最終的に意見書等の提出もなかったことから、既に事業に着手している状況でございます。予定では、今年の3月31日に完了する見込みであり、完了後は、速やかに完了届を徴取することとしております。</p> <p>続いて、No.2 NPO 法人清風の里による採石場跡地整備事業についてです。本事業は、飯塚市八木山にて土砂による埋立、盛土その他の土地へのたい積を行う事業として、令和7年7月2日に届出を受理しました。経緯としては、当該地で実施された碎石事業の原状回復が行われないままに事業者</p>

が撤退し、むき出しのままとなった現状に対して住民から整備に関する要望の声が上がったことを受けて、NPO 法人清風の里が埋戻しを行うとして、本事業を計画したものです。

令和7年9月4日に久保尾公民分館にて説明会が開催され、地域住民11名が参加、執行部からも3名出席しております。事業者は、参加者からの要望等を真摯に受け止め、可能な限り応じると回答されております。こちらも、最終的に意見書等の提出はなかったことから、既に事業に着手している状況でございます。事業計画では、令和18年3月までの期間で、公共事業等の残土を受け入れ、埋戻しを進める予定となっております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

【議長】

ご意見等がありますか。

【委員】

1番の九電は、携帯の鉄塔なんですか。

【事務局】

携帯のための設備等ではなく、電力の安定供給を目的としたもので、九電が事業を実施するにあたり必要になる設備です。

【委員】

保全林を解消したとのことですが、飯塚市内の保全林の割合というのは、どこか新たに付け加えて維持してらっしゃるんでしょうか。

【事務局】

その部分について環境整備課は把握していないんですが、当該地の解除について許可が下りているという部分まで確認しております。

【委員】

何%の森林を確保するとか、条約や国の法律であると思うんですけど、市のレベルで何%という目標はないんでしょうか。

【事務局】

目標としてはあるかもしれませんが、環境整備課として把握はできていないため、所管課に確認をする必要があります。

【委員】

ありがとうございます。

清風の里について、清風の里というのは、八木山の住民の団体だったのでしょうか。

【事務局】

地域に還元する事業を主に行ってらっしゃるところです。

【委員】

採石場をやっていた会社が原状復帰しなかったから、住民の皆様が自腹で何とかしないといけないという状態なわけですよね。

【事務局】

事業者が撤退し、住民の皆様が非常に困ってらっしゃったんですが、自分たちではどうすることもできないということで、手を挙げてくださったのがこのNPO法人という風に伺っております。

【委員】

原状回復というのは、そこを貸した側と借りた側との間のことで、原状回復しなくても法律上は特に問題ないんですか。

【事務局】

当時の事業としては動かなくなってしまうので、NPO法人清風の里が手を上げなければ、そのままになっていたと思われれます。

【委員】

1番目について、鉄塔ではないとおっしゃってたんなんですが、見取り図からすると鉄塔の上に反射板がついています。ある施設に反射板だけ載せるということですか。

【事務局】

鉄柱自体は立つ形です。反射板を支えるための鉄柱は立ちます。利用するのは事業者になります。

【委員】

NPO法人清風の里から代理人として株式会社の方に依頼したということですか。

【事務局】

そちらは、コンサルとして入ってらっしゃる会社さんで、法律的な手続きを一任されているところになります。

【委員】

実際的な工事はこちらの会社がするということですか。

【事務局】

基本的には清風の里が主体としてやる事業ですが、別途施工業者等は契約していると思われま。

【委員】

前回の事業者が撤退する時に原状復帰するというのは法律で決まっていな

【議長】

採石利用だったら回復する法的義務があったように思っています。これは、ど

【事務局】

届出書に計画図面を添付いただいているので、見やすいかと思

【委員】

事業者が途中で工事ができなくなるということは把握できなかったの

【事務局】

採石事業に関する情報が環境整備課にほとんどないのですが、採石法許可を受けていたのは間違いな

【議長】

基本的には県の責任になりますよね。

ぜひ問題がないかを慎重に見て頂きたいです。当然地元の方も話をな

【事務局】

この事業は、原状回復されないままだったので、当然皆さん心配されて

見守っていききたいという風に思っております。

【議長】

ぜひよろしく願いいたします。

【委員】

県が認可したということですが、途中で放り投げた場合、県は責任を負わないのですか。

【事務局】

基本的には、現況回復する義務は事業者にあると認識しております。

【議長】

もし被害が起きそうだと、対策工事がどうしてもいるという場合、業者に対策をとるよう知事が命令を出しても従わない場合、最悪の事態の場合は県が代執行をするという話になるんじゃないかと思います。これは一般論としてですが。ただ、具体的被害が起きる状況かどうかという判断と、あとは危険がどのくらいあるかという判断になると思います。一般論ですが。しかし、何とかやっつけていける方法が目途がついたということで、ぜひやっていただきたいですね。

よろしいですか。それでは議題の2番「筑穂元吉の土砂埋立事業について」事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料2-1をお願いします。

前回審議会では、当初の計画を超えて搬入した土砂の搬出を最優先で進めるよう指導を継続しており、一定程度の進捗があること、また、事業地上部天場の雨水貯留施設を整備したこと、隣接する都市計画法に基づく開発行為地の盛土高について、関係機関を通じて配慮を依頼したことなどをご報告しておりました。

その後の状況ですが、まず、令和7年5月26日、浦田側の法面の一部が崩壊しました。主な原因は、同日の大雨の際、前述した雨水貯留施設に想定以上の水圧がかかり、法面崩壊部に繋がる水路ができたためと考えられています。崩壊部の整形及び上部天場の雨水貯留以外での排水対策を整備するよう指導し、同年6月初旬にはすべての対策を完了しております。

また、隣接する都市計画法に基づく開発行為地との境界部分に土砂が持ち込まれ、境界が不明瞭になっているため、現在、こちらの搬出を最優先で進めるよう県とともに指導を行っております。進捗は一定程度あるものの、まだ大部分が搬出できていない状況となっていることから、搬出指導

を継続するとともに、境界部分への持込を絶対に行わないよう併せて強く指導を行うとともに、境界付近へ搬入禁止看板を増設しております。これ以降、境界部分への搬入は確認されておられません。

また、隣接する都市計画開発行為地の話ではありますが、令和8年2月に、福岡市の発注した公共工事の残土が都市計画側へ搬入されたことを確認しております。これについて福岡市に確認したところ、施工計画に未記載の場所への搬入だったとして、搬入した全量を撤去するとお伺いしております。

以上が現時点での進捗状況となっておりますが、最終的な防災対策工事は完了していないため、今後も引き続き県とともに現地の状況を適宜確認し、早期の完了に向けて、事業者に対する指導を継続してまいります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

【議長】

ありがとうございます。ご意見ご質問があればどうぞ。

【委員】

基本的な質問で申し訳ないのですが、法面の一部崩壊の原因が、天場の雨水が溜まったということなんですが、天場がよく分からなくて。

【事務局】

天場は埋立地の一番上の部分にあたります。ここに雨水貯留施設を整備することで、法面を流下する雨水の量を減らして、法面が壊れないように対策をするという方向で進めていたんですが、素掘りの雨水貯留施設だったんですが、その一部から法面に繋がる水路ができてしまって、それが原因で今回の大雨の際に法面の一部が壊れてしまったということです。

なので、天場の雨水貯留は一度取りやめて、別の方法での対策を進めた形です。

【議長】

資料にある写真の上の方ですか。

【事務局】

下の方が浦田側になります。この頂上部分が天場といいます。そこに水を溜めるために穴を掘ったんですが、これが貯水設備です。そこに大雨が降って穴に水が溜まり、それが法面に繋がってしまって一部が壊れたということです。それを今は整形し、天場の穴も埋戻し、別の形で排水するようになっているので、今のところは法面に影響が出るような形は解消されている状況です。

【議長】

仮に崩壊があったとしても家はないですか。

【事務局】

直下に住宅はありませんし、かつ斜面の下部に大きな沈砂池を作っていますので、仮に土砂が流れてもそこに溜まり、道路側にはいかない形になっています。

【議長】

承知しました。よろしいですか。

それでは、次の議題の3番「桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について」事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料3-1をお願いします。

前回審議会において、環境調査完了後、福岡県に対して、定期的に紛争予防条例上の手続きの進捗を確認しているものの動きがないとの回答を得ている旨ご報告しておりました。

以降も、適宜進捗状況の確認を行っておりますが、今のところ環境影響調査書は提出されておらず、条例手続き上の進捗がない状況が続いております。

引き続き、福岡県及び桂川町との情報共有を密に行い、動きがある場合は、本審議会においてもご報告させていただきます。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

【委員】

進捗状況はないということなのですが、この計画はまだ生きているということなんですか。中止になったり、消えたりという状況ではないということですか。

【事務局】

現時点で、事業者が事業を中止したという話は伺っておりません。

【委員】

ということは、まだ県は認可していないということですか。

【事務局】

今現時点では、各法令の手続きを進めてらっしゃる状況なので、手続きを完了している法令はないと思われれます。

【委員】

桂川町の方から反対しているという話は聞いたことがあるんですが、桂川町の住民の方では反対運動とかあるんですか。

【事務局】

桂川町の一部の住民の方が、今回の桂川町にできる産廃処理場について反対をされているという話は聞いています。

ただ、まだどのようなものができるのかという計画が具体的になっていないので、今のところそういう表明をされていると。

ちなみに、飯塚市の方も飯塚市議会の方が決議をされて、福岡県の方に反対の意見を市議会として出されています。

【議長】

せっかくなのでフロー図を簡単に説明いただけますか。

【事務局】

はい。お手元にフロー図を準備させて頂いております。これは福岡県の産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の手続きのフロー図です。現在の状況がどこにあたるかということ、1番上の①です。調査計画届が福岡県に出されているというのが今の現状です。

この届出がなされたことで、事業者は環境調査をしなければならないとなっていて、2年程度かけて実施されておりますが、福岡県に確認したところ、まだ調査書は提出されていないとのことです。おそらく調査書を取りまとめておられると思います。

調査書が福岡県に提出されますと、フロー図の③、指定地域の指定が行われます。この地域は、飯塚市と隣接する場所になりますので、おそらく飯塚市も入ってきます。飯塚市が指定地域に該当するということになれば、指定地域の自治体にあたる飯塚市長へ意見照会が行われます。もちろん事業地の桂川町長にも行われます。

この時に、私共としては調査書を見てその内容について意見を言うことができるという形になっております。その後、住民説明会や県の審議会にかかるなど合意するかしないか進んでいくことになります。

まだ段階としては①のところまでしか進んでいないので、私共としては注視しておりますし、市議会の方でもご質問等あっておりますので、お答えをしているところでございます。

【議長】

いわゆる、アセスメントと言われているものです。指定地域というのは、環境調査によって影響を及ぼすという一定の範囲が出てきますので、多分

飯塚市も及ぶということになるんじゃないかなと思います。

あとは住民が環境調査書に対して説明を求める、意見を言うということが起きてきます。だから飯塚にどの程度の影響を及ぼすという調査書になっているかということで住民の皆様の対応も変わってくるんじゃないかと思います。それから、飯塚市としても意見照会がありますので、それに対する対応を検討すると。いずれにしても、環境調査書がある意味では一つの勝負という風に思っています。この段階で問題点を的確にとらえる必要が、住民としても市としてもあるんじゃないかと思います。

まだ目途もたっていないということですか。

【事務局】

準備は進められているという感じですが、まだ出てきてはいないという風に福岡県に確認しております。

【議長】

これも一般論ですが、2年かけられているというのは、よく言えば丁寧に行っておられるように感じますが。

【事務局】

それにつきましても、一旦1年間調査されて、大まかなところで県に相談したところ、不足するところがあるという指摘を受けてさらに1年間やられているというのが現状です。

【議長】

そういうことですね。

【委員】

環境調査ですが、事業者が依頼してやるということですか。事業者が依頼してやると、事業者都合のいい結果が出てくるんじゃないかという心配があります。それと、産業廃棄物の処理施設ですから、空気や水が汚染されるということが気になるわけですが、これを焼却した時にどのような害が想定されるのか市としては把握されていますか。

【事務局】

環境影響調査というのは事業者が行います。事業者は法律に基づいてやらないといけないということが決められていますので、それに基づいて調査を行います。仮に事業者が嘘をついたりして、自分たちの都合のいい情報を出しているとすれば、それを指摘して、それこそ事業自体がなくなる可能性も出てくるんですが、そういった指摘は私共もしなければならぬ

ですし、住民の方たちもやる必要が出てきます。あと、基本的には産廃処理場は有毒なものが出ますとか、有害な水が流れますという設計をしてくれば認められないので、そういった物は出ないというような計画を立てます。それが疑わしいというところを見つけて我々は指摘しなければならないという風に考えております。

【議長】

業者は当然安全だと、問題ありませんという資料を出してきます。そうでなければやめます。断念しますから。申請して事業を続ける以上、安全だというものが出てきます。したがって、争わないと問題があるということは誰も分かりません。誰が争うのかという話。関係の自治体と言う、それから住民が言う。基本的には住民の方が言わないと。誰かが問題点を見つけてきてくれるわけではないですから、影響を受ける住民の方が自分でやるしかないと思います。きちんと問題点を指摘したら答えられないんじゃないかなと思います。一般論としてはそうだと思います。

とりあえず、調査届が出てきたらすぐに対応する必要があるということだと思います。本当にきちんとした調査の結果になっているかということですね。

何かほかにありますか。

【委員】

この計画というのは大将陣公園の近くですよ。あそこはお子さんとかもたくさん来ますし、反対される方も多いんじゃないかと思うんですが、環境調査書自体は国の環境アセスメント法の義務という大きさではなくて、県の条例に則った調査と考えて大丈夫なんですよ。

【事務局】

その通りでございます。

【議長】

許可の条件だと思います。

【委員】

調査書なので、九環協のようなよくやられているところでちゃんとした調査をされて提出されると思ってよろしいですか。

【事務局】

専門業者に委託して2年間位かけて調査をしていると聞き及んでおります。

【委員】

説明会の報告書の提出をした後に、パブリックコメントが45日以内と書いてあるんですが、報告書を見てここがおかしいんじゃないかと言うのに45日は短いんじゃないかなと感じるんですが、大体こんなものなんじゃないかな。

【事務局】

一般的に、住民の方から意見を頂くのに県や市が条例等の中で定めているもので、45日というのはよく見る数字ではあります。

ただ、短いということであれば、そういったところも含めて意見を出してもいいのではないかと考えております。

【委員】

環境調査の内容がどんなものが出てくるかわからないものですから、調査書が出てきたら拝見させていただき、審議できればと考えております。

【議長】

私共がやってきているのは、環境調査書の説明会、この④を徹底してやっています。業者の説明がその場で即答できるものなら問題ないですが、反対する側としては即答できない問題提起を如何に組み立てるかということになります。答えられないのであれば、答えを用意してきなさいと。そうすると45日で収まらないことは明らかです。大体説明会の段階で説明できないということで業者が立ち往生しておしまいになるというのが、作らせなかった例です。問題点の指摘が正しく行われた例です。それができないと問題点の指摘が難しくなるんじゃないでしょうか。

【委員】

住民説明会や住民が調査書を見て意見を言うことが大事ということをおっしゃったんですが、この事業のことを飯塚市の人がどの程度知っているのかなと疑問に感じます。周知の仕方は市としてはどうされるおつもりですか。

【議長】

桂川の方がということですか。

【委員】

桂川との境で飯塚市も地域に入ってきますよね。飯塚市の人はいくらだけの人が知っているのかというのがあるので、その周知はどうされるのかということをお聞きしたいです。

【議長】

市がですか。

【事務局】

一般的には、指定地域というものが指定されます。そうすると、施設ができる地点から半径何キロが指定地域になります。その後は、事業者はその地域を対象とした説明会を開かなければならないことになっています。少なくとも私共にも相談が入って、どのような周知をすれば皆さんに伝わるだろうかという相談があるはずなので、その際に、自治会の回覧など、いろんな手法を使って周知をしていただくと。対象が条例上どういう風になっているか、今詳しくはわからないですが、少なくとも対象の方々に伝わるように事業者が周知しなければならないと義務付けられているので、それに対して市も協力して周知していくということになるかと思います。

【委員】

そうすると、地域住民に周知されるのは、調査が終わって、提出されて、指定地域が指定されてその後ということですか。今は計画だから周知されていなくて、周知する義務もないし、一般の方は分からないということで間違いはないですか。

【事務局】

正確に言うと、飯塚市はまだ指定されていませんし、飯塚市が指定されるかも決まっておられません。少なくとも建つところは桂川町なので、桂川町の方は確実に関係するので、住民の方々や議会の方は動いてらっしゃいます。

飯塚市の方も、先を見越して市議会の皆様方には、先にいろいろな動きをしていただいているというところがあります。行政としては、まだ何も指定されていませんので、何もできないという状況でございます。

【委員】

市が動くかどうかは、中々判断が難しいのかなと思いますが、報告書が出された後に45日間で専門家を呼んでどれだけ研究できるのか、短い期間だと思います。飯塚市議会が既に中止を求める決議をして意見書を出されているということを周知したり、近隣の住民の方々の勉強会も必要になると思います。

【事務局】

補足で説明させていただきます。この件に関して、事業地である桂川町議会の方が、調査特別委員会を立ち上げられております。先月になります

が、2月21日の土曜日に調査特別委員会が主催して、周辺住民の方、桂川町だけではなくて飯塚市でも関係すると思われるような自治会にお声掛けをされた中で、学習会が開催されております。私共の方にも桂川町から情報提供があったため、傍聴させていただいております、その概要について説明させていただきます。

講師として飯塚市の内住の産廃問題にも関わられた2名の先生からお話がありました。お二人が今の時点で共通しておっしゃられたのが、一つが感情的に反対しても事業は止まらないということ。要は、科学的に、工学的に何が悪いのかを指摘しなければ止まりませんということ。また、署名活動などを行っても同じく、事業は止まりませんということ。3点目は、住民の方が真剣に反対するのであれば、住民の方は自分のことだという風に受け止めて、自分自身で勉強して行動することが大事であり、事業の内容についてちゃんとした問題提起を行うことが重要であるとのことでした。先程、議長もおっしゃっていましたが、どういうところが不安なのか、どういうことが悪いのか、それについての回答を求めるというやり取りが重要だとおっしゃっていらっしゃいました。中々お一人お一人で勉強するというのは難しいので、反対する方が桂川飯塚関わらず皆さんと一緒にやっていくことが重要だということでした。

当然、調査書が出てきて、飯塚市にも意見を求められた際は、この審議会にて皆様方にも情報提供して、ご意見を頂きながら回答したいと考えておりますので、ご協力いただければと思います。

【議長】

指定地域で、意見照会が行われた場合はこの審議会にも諮るものがございますので、よろしく申し上げます。

他に何かございますか。ありがとうございました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。慎重審議をいただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

【事務局】

本日は慎重審議をいただき、また、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

ここで、事務局より1点ご報告させていただきます。これまで、本審議会では資料等を印刷したうえで、事前に郵送しご確認いただいておりますが、ペーパーレス化を進める必要があることから、本審議会においても、来年度からタブレット運用を開始することとなりました。

運用の流れとしては、事前確認用の資料データをメールにて委員の皆様にご送付させていただき、当日は事務局で準備したタブレットを用いて資料を確認いただくこととしております。よって、当日資料等をご持参いただ

	<p>く必要もございません。</p> <p>ただし、事前資料のデータでの確認ができない場合などは、これまで通り印刷した資料を送付させていただきますので、当日ご持参いただく形となります。</p> <p>なお、開催時は、タブレットと併せて大型モニターを設置し、そちらでも資料を確認できるようにする方向で検討しております。</p> <p>初めての取組となりますので、委員の皆様にはお手数をおかけすることもあるかと存じますが、ご協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回飯塚市自然環境保全対策審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市自然環境保全条例の規定に基づく届出の経過について【資料1】 ・筑穂元吉土砂埋立事業について【資料2】 ・桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について【資料3】
<p>公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者1人)</p>
<p>そ の 他</p>	

資料1

飯塚市自然環境保全条例の規定に基づく
届出状況について

- ・【資料1-1】届出一覧
- ・【資料1-2】九州電力送配電(株)
- ・【資料1-3】NPO法人清風の里

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出一覧(令和6年10月22日～令和8年3月4日)

令和8年3月4日現在

No.	届出年月日	事業者氏名	事業計画地	事業面積 (㎡)	事業内容	閲覧期間	説明会日時	意見書受付期間 (意見の有無)	特記事項
1	令和7年7月1日	九州電力送配電株式会社	飯塚市高倉字大山3番1	3,733	森林を開発する事業	令和7年7月4日～ 令和7年8月2日	令和7年7月16日	令和7年7月4日～ 令和7年8月17日 (意見書提出なし)	多重無線整備、通信設備新設工事
2	令和7年7月2日	NPO法人清風の里	飯塚市八木山2513-1外	44,188	土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業	令和7年7月4日～ 令和7年8月2日	令和7年9月4日	令和7年7月4日～ 令和7年9月18日 (意見書提出なし)	盛土規制法、森林法に該当

届出の経過
(九州電力送配電株式会社)

年月日	内 容
R7.7.1	事業計画届出書 受理
R7.7.4	事業計画書閲覧開始 (30 日間) 意見書受付開始 (45 日間)
R7.7.16	住民説明会 開催 (高倉公民館)
R7.8.2	閲覧期間終了
R7.8.17	意見書受付期間終了 (意見書提出なし)

様式第1号（規則第3条関係）

2025年 7月 1日

（あて先）飯塚市長

住所 福岡県北九州市小倉北区米町2-3-1

氏名 九州電力送配電株式会社

北九州支社長 山田

電話 093-531-1195

事業計画届出書

飯塚市自然環境保全条例第7条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

事業名及び目的	北九州地区・福岡地区多重無線整備工事（北九州地区） 通信設備新設工事		
事業計画地	飯塚市高倉字大山3番1		
事業計画面積	3,733㎡ (反射板 200㎡、電波通路 1,893㎡、工事用地 1,640㎡)		
事業の種類	ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利を採取する事業 ウ 土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ その他（ ）		
予定期日	着手	2025年	9月 1日
	完了	2026年	3月 31日
備考			

添付書類

1. 位置図
2. 計画平面図
3. 現況写真
4. 誓約書
5. その他市長が必要と認める
図面及び書類



様式第2号（規則第3条、第6条関係）

2025年 7月 1日

（あて先）飯塚市長

住所 福岡県北九州市小倉北区米町2-3-1

氏名 九州電力送配電株式会社

北九州支社長 山田

電話 093-531-1195

誓約書

飯塚市自然環境保全条例に関する事項及び下記の項目を遵守することを誓約します。

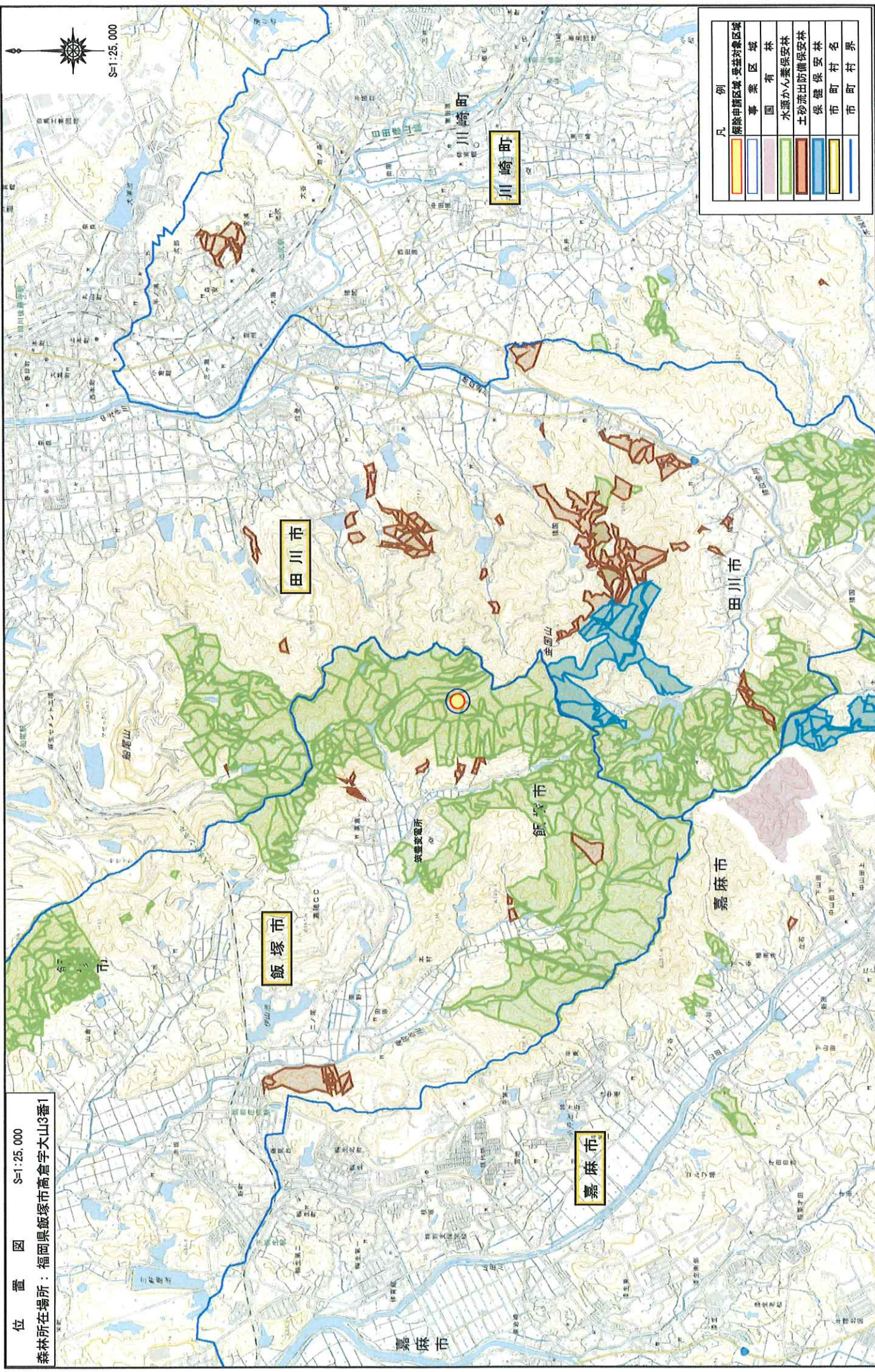
記

- 1 事業計画書のとおり適正な事業活動を行うこと。
- 2 事業者に変更が生じた場合は、変更後の事業者に対し、この誓約内容を承継させること。
- 3 条例に基づく市の指導に従うこと。
- 4 条例第15条に基づく報告及び立入調査を求められた時は、速やかに応じること。

位置図 《金国山反射板》

位置図 S=1:25,000
 森林所在場所：福岡県飯塚市高倉字大山3番1

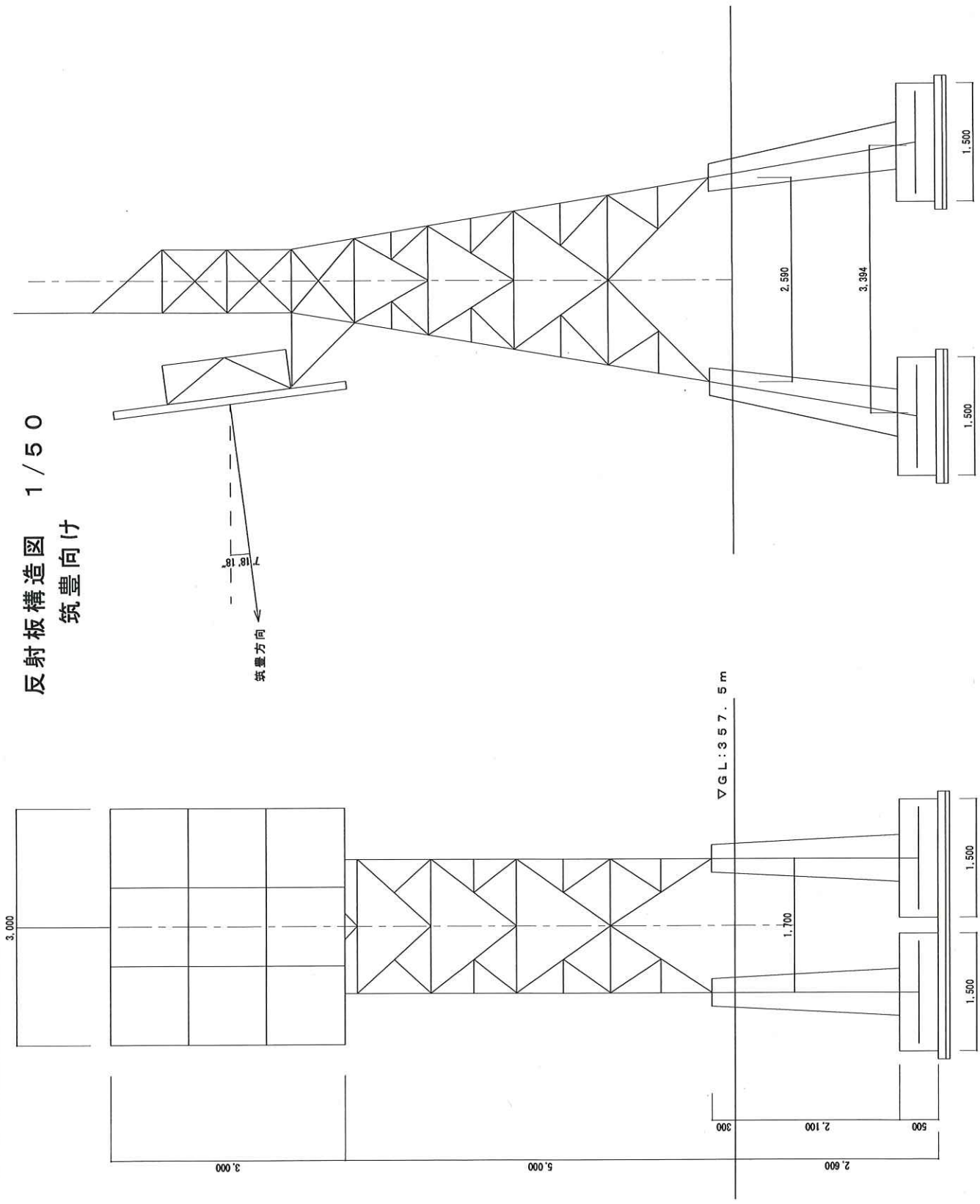
0 0.4 0.8 1.6 km S=1:25,000



凡例	
	除外区域(森林管理区域)
	市界
	国有林
	水源かん養保安林
	土砂流出防備保安林
	保健保安林
	市町村名
	市町村界

Copyright: 地理院データ。この地図は、国土院提供の基礎地図、国土地理院の電子地図データ(複製禁止)を基に作成されています。(複製禁止) 平成28年 第1716号
 この森林林計画面積調査結果は、地籍簿記載森林計画面積に基づきつく成り、他の目的での証明資料等には利用できません

反射板構造図 1/50
筑豊向け



3.000

5.000

2.600

2.100

300

▽ G L : 3 5 7 . 5 m

1.700

1.500

1.500

2.580

3.384

1.500

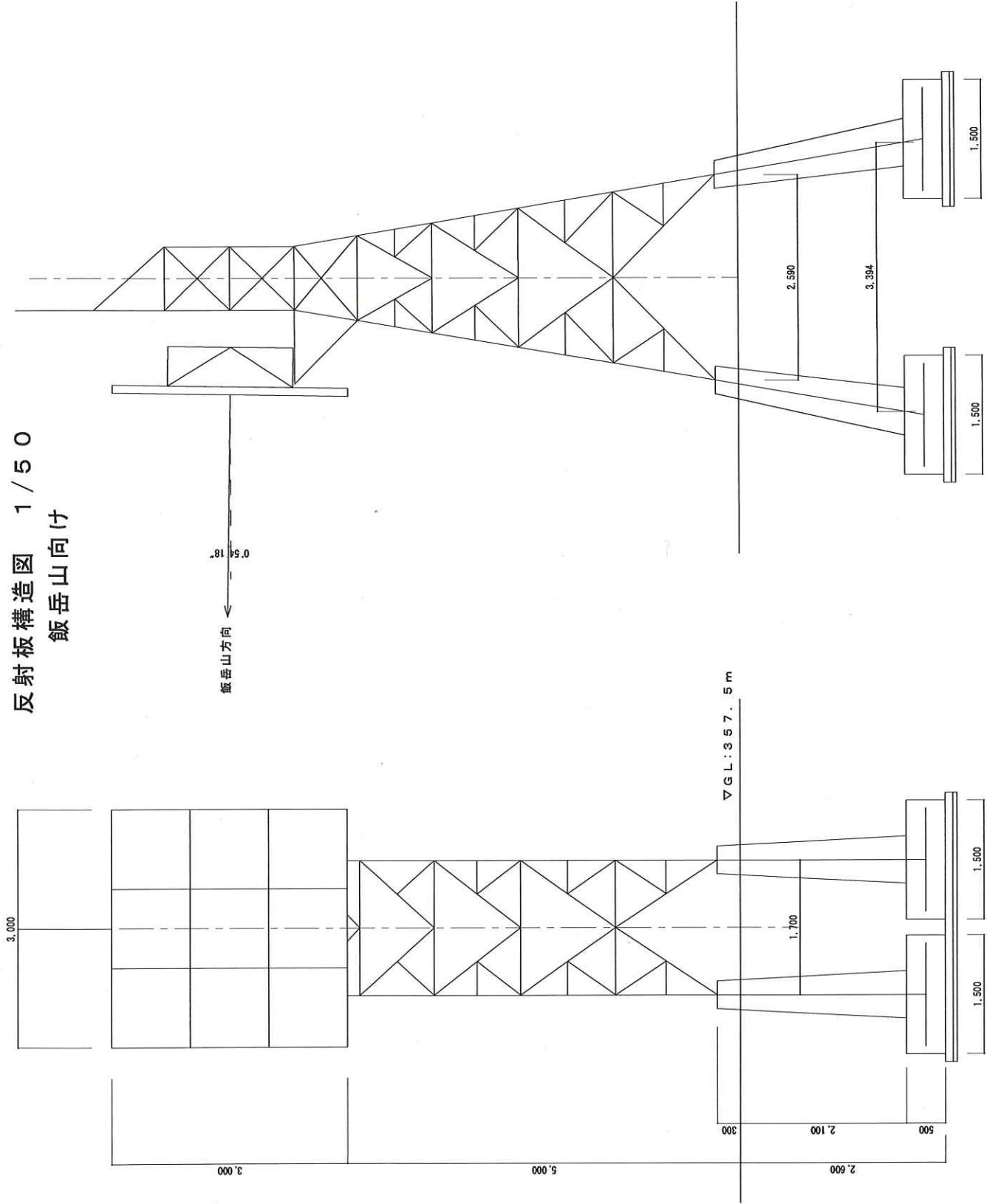
1.500

7.18°

筑豊方向

反射板構造図 1/50

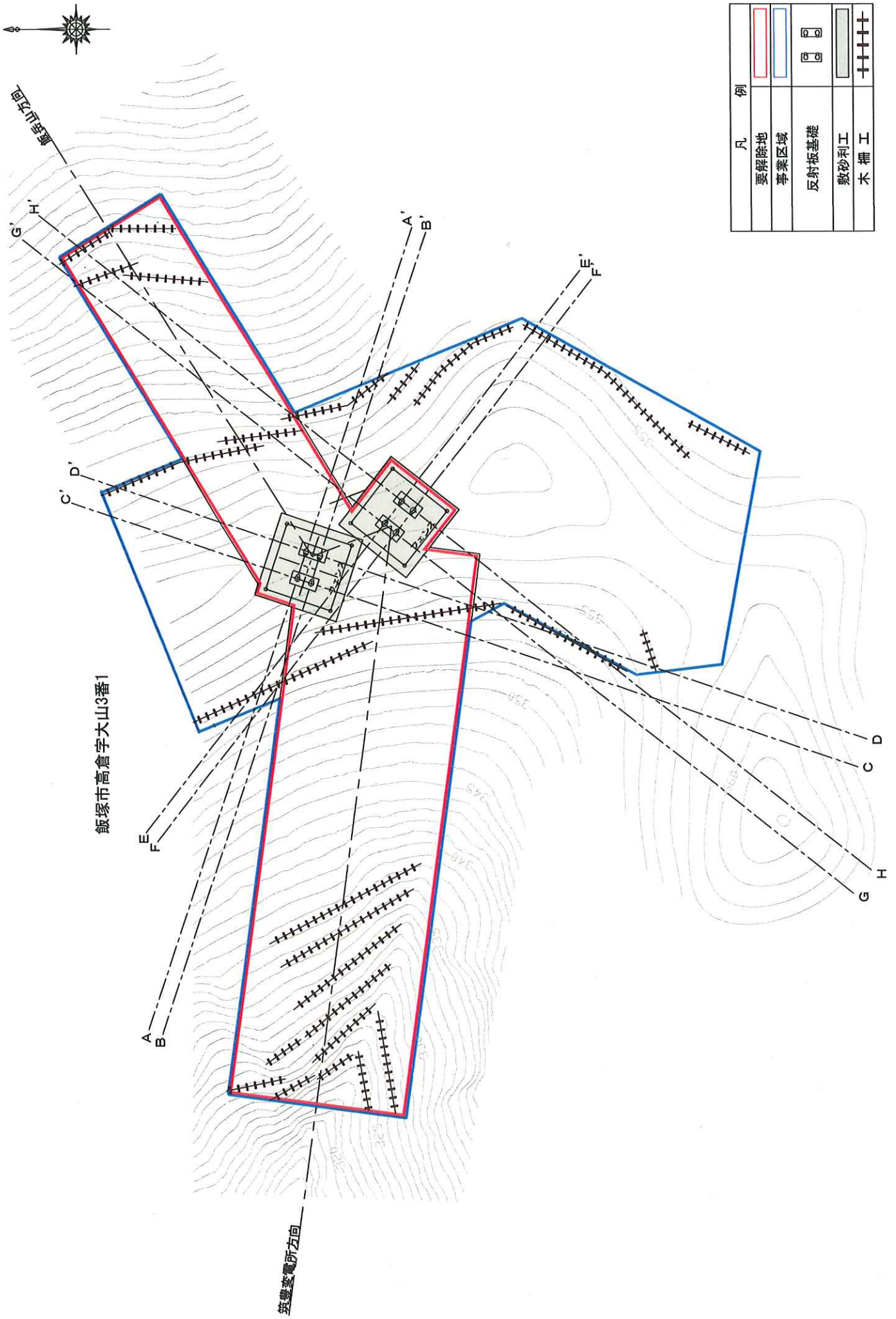
飯岳山向け



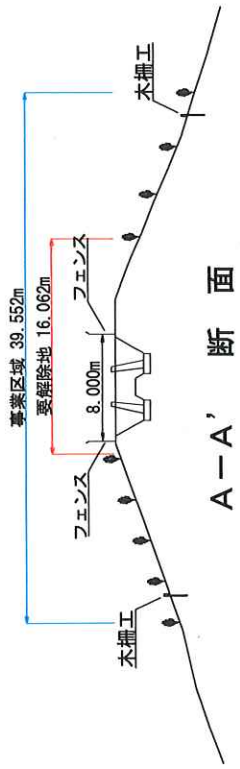
反射板基礎横断面图

S=1/400

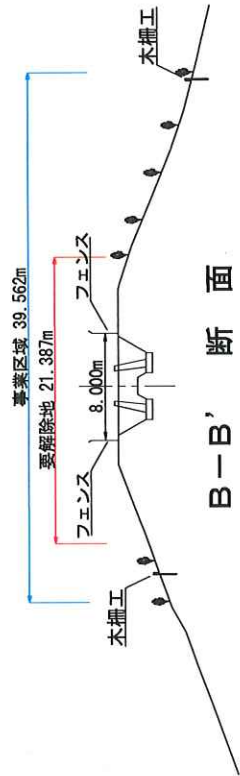
[金国山反射板予定地]



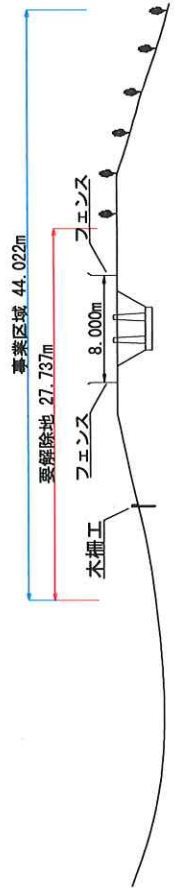
筑豊側反射板基礎横断面 S=1/400



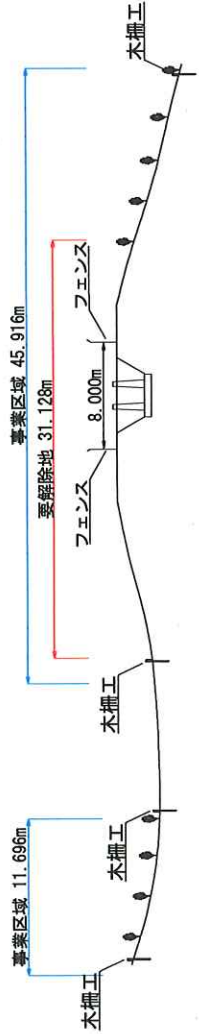
A-A' 断面



B-B' 断面



C-C' 断面

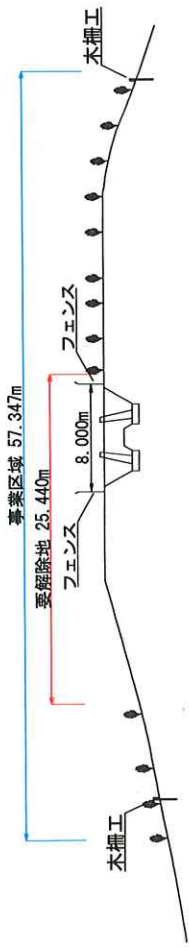


D-D' 断面

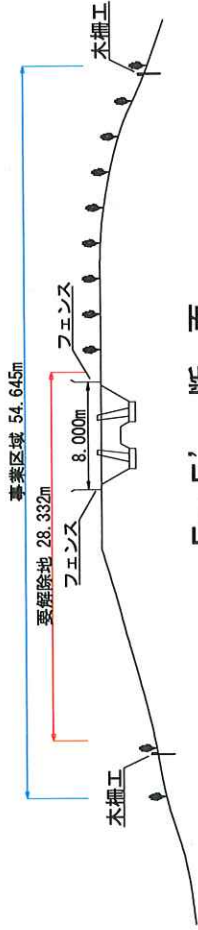
凡例	例
要解除地	
專業区域	
反射板基礎	
フェンス	
木柵工	
植栽工(スギ)	

飯岳山側反射板基礎横断面図

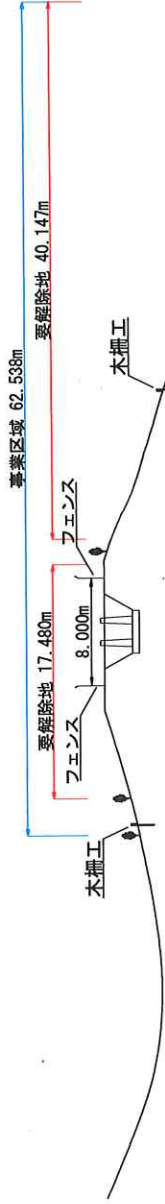
S=1/400



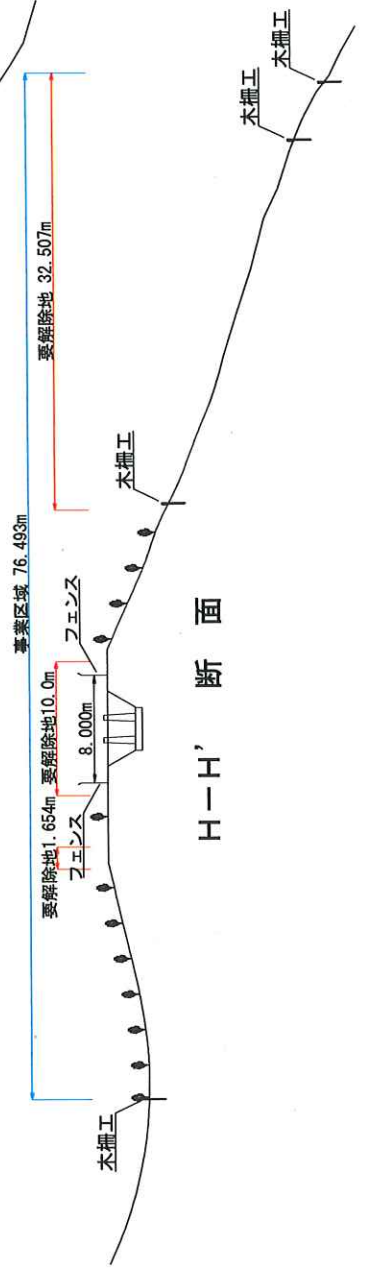
E-E' 断面



F-F' 断面



G-G' 断面



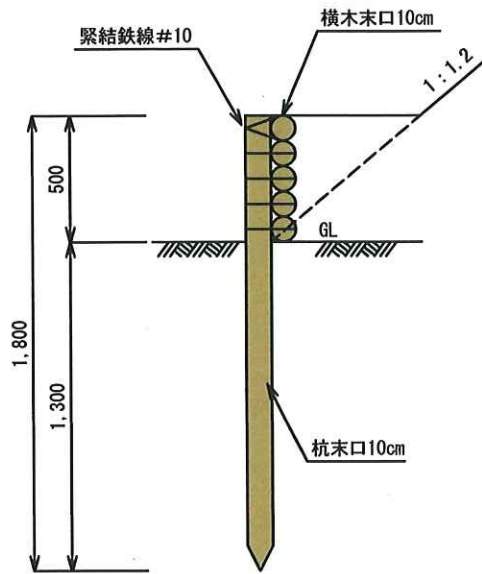
H-H' 断面

凡例	例
要解除地	— (Red line)
事業区域	— (Blue line)
反射板基礎	≡≡ (Double line)
フェンス	— (Thin line)
木柵工	— (Thin line)
植栽工(スギ)	● (Circle)

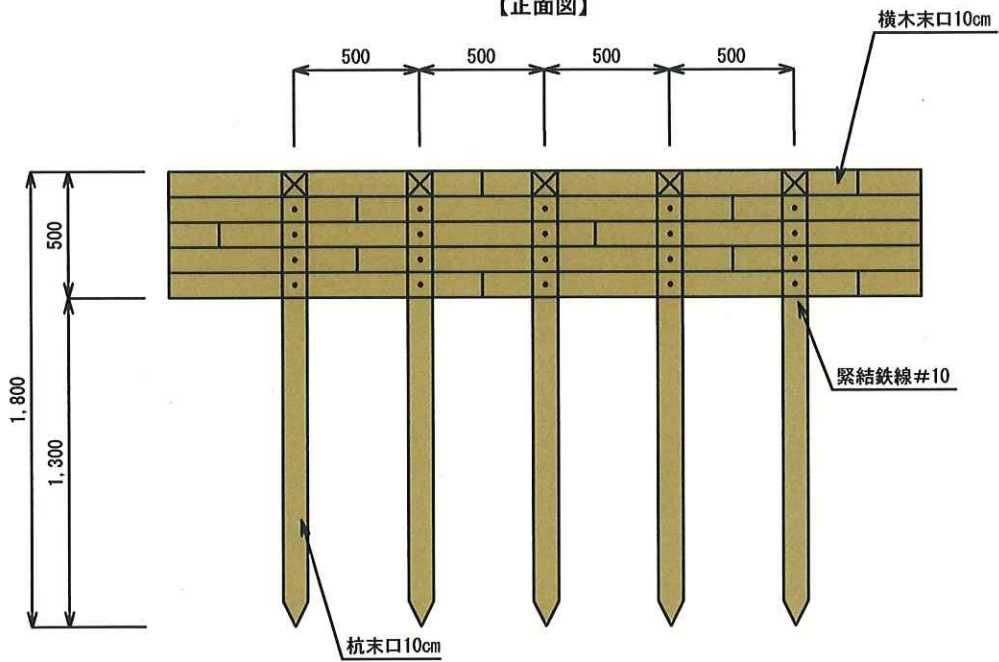
標準図

木柵工

【側面図】



【正面図】



【平面図】



材量表

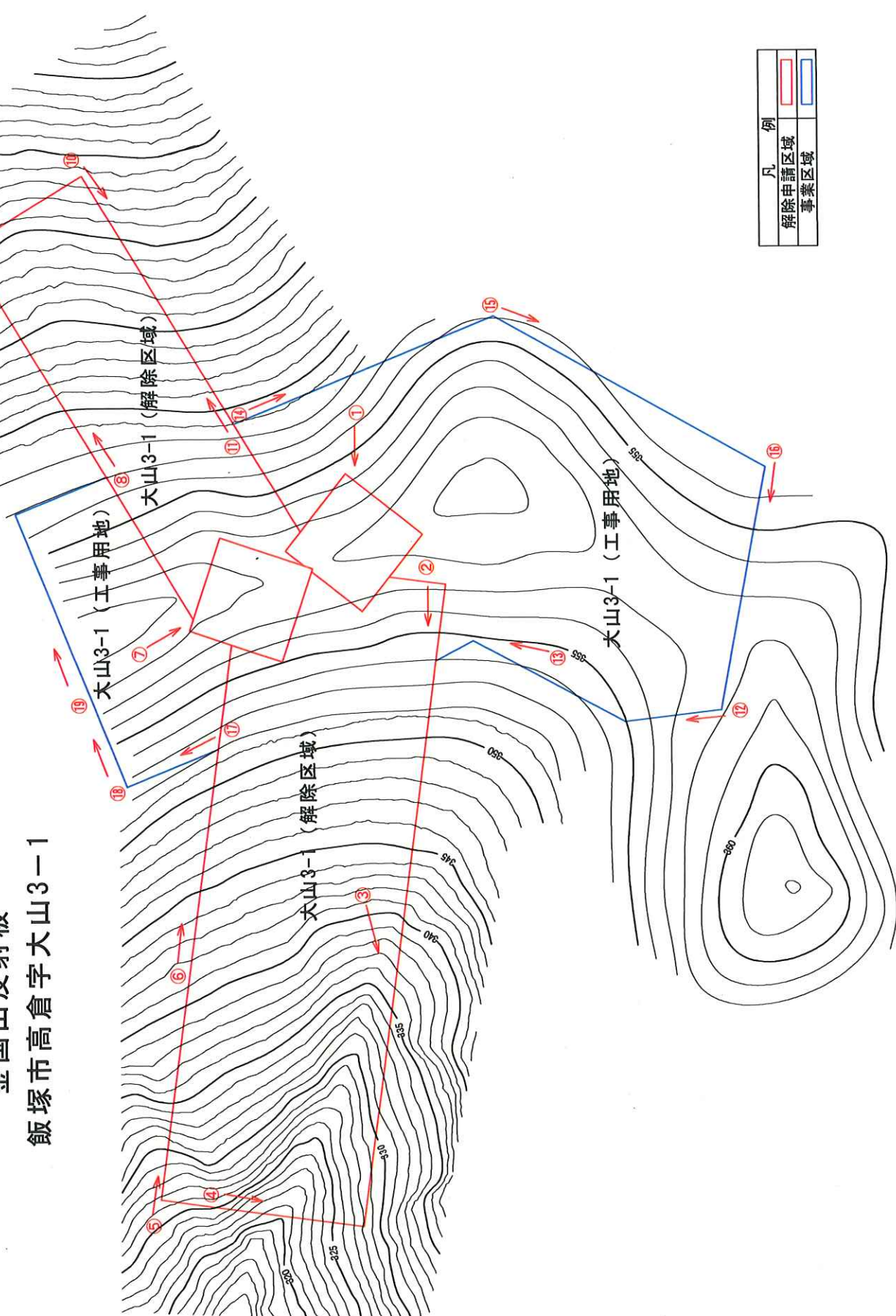
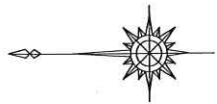
(10m当り)

名称	規格	単位	数量	備考
杭	末口 長 0.10m × 1.80m	本 (m3)	20 (0.28)	
横木	末口 長 0.10m × 1.80m	本 (m3)	27.8 (0.44)	
鉄線	#10	kg	1.51	1.2m/箇所 × 20箇所 × 63.1g/m
鉄釘	#10 3.2mm	kg	1.90	4段 20本 × 23.8KG/1000本

現 状 写 真

金国山反射板

飯塚市高倉字大山3-1



凡 例	
解除申請区域	
事業区域	



解除申請区域
①



解除申請区域
②



解除申請区域
③



解除申請区域
④



解除申請区域
⑤



解除申請区域
⑥



解除申請区域
⑦



解除申請区域
⑧



解除申請区域
⑨

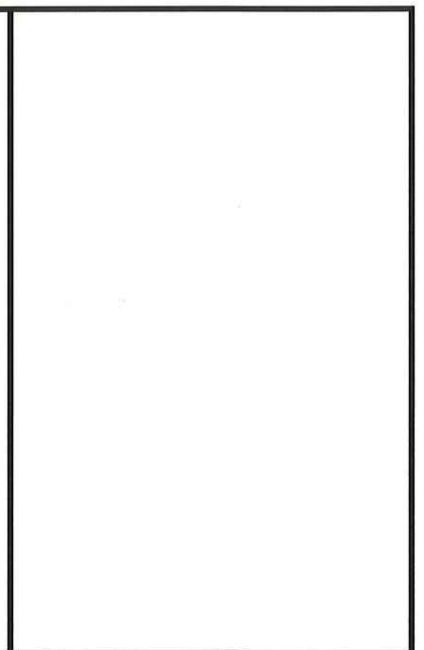
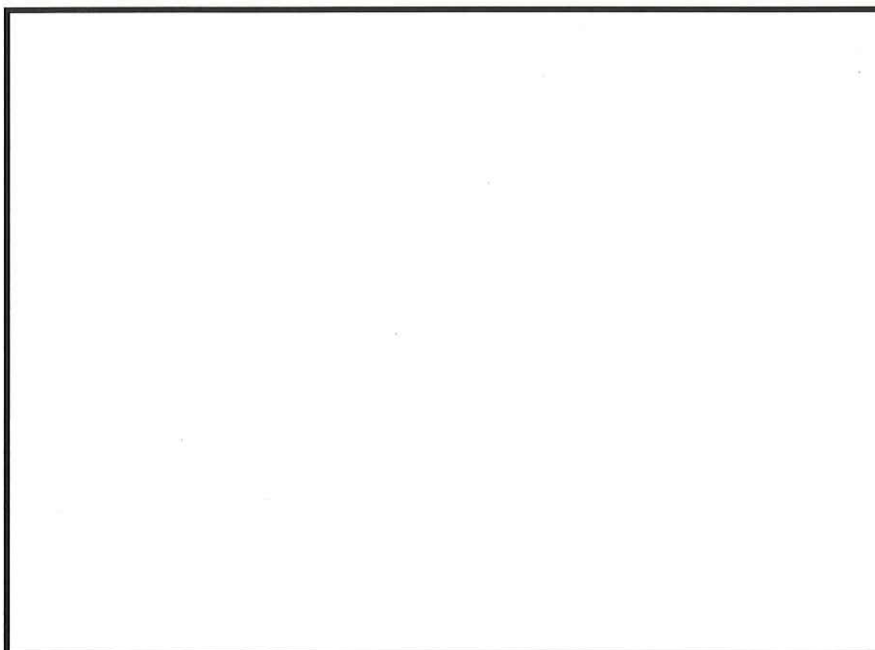
解除申請区域



解除申請区域
⑩



解除申請区域
⑪





事業区域
⑫



事業区域
⑬



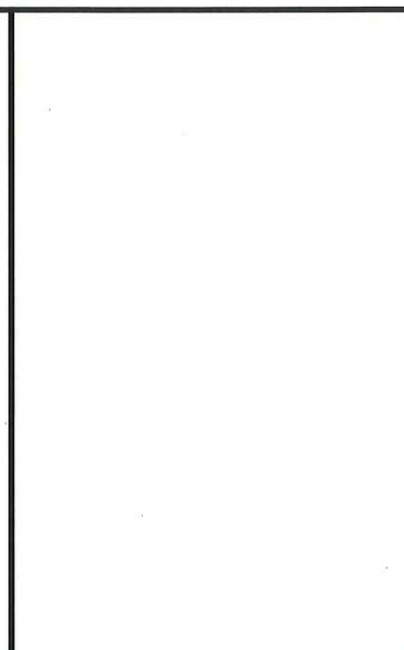
事業区域
⑭



事業区域
⑮



事業区域
⑯





事業区域
⑰



事業区域
⑱



事業区域
⑲

届出の経過
(NPO 法人 清風の里)

年月日	内 容
R7.7.2	事業計画届出書 受理
R7.7.4	事業計画書閲覧開始 (30 日間) 意見書受付開始 (45 日間)
R7.8.1	説明会不開催理由届出書 受理 地域住民との日程調整が進まず、期間内に開催できなかったもの。
R7.8.2	閲覧期間終了
R7.9.4	住民説明会 開催 (久保尾公民分館)
R7.9.18	意見書受付期間終了 (意見書提出なし)

様式第1号（規則第3条関係）

R7年7月2日

（あて先）飯塚市長

住所 福岡県飯塚市八木山二

二番地一

氏名 NPO法人

代表者 太

電話 0948-22-1310

事業計画届出書

飯塚市自然環境保全条例第7条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

事業名及び目的	採石場跡地緑化整備	
事業計画地	飯塚市 八木山 2513-1外	
事業計画面積	44,188m ²	
事業の種類	ア 森林を開発する事業 イ 岩石及び砂利を採取する事業 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 エ 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業 オ その他（ ）	
予定期日	着手	令和7年9月15日
	完了	令和18年3月31日
備考		

添付書類

1. 位置図
2. 計画平面図
3. 現況写真
4. 誓約書
5. その他市長が必要と認める



様式第2号（規則第3条、第6条関係）

27年7月2日

（あて先）飯塚市長

住所 福岡県飯塚市八木山二
二番地一号

氏名 NPO法人 清
代表者 柴

電話 0948-22-13

誓約書

飯塚市自然環境保全条例に関する事項及び下記の項目を遵守することを誓約します。

記

- 1 事業計画書のとおり適正な事業活動を行うこと。
- 2 事業者に変更が生じた場合は、変更後の事業者に対し、この誓約内容を承継させること。
- 3 条例に基づく市の指導に従うこと。
- 4 条例第15条に基づく報告及び立入調査を求められた時は、速やかに応じること。

様式第5号（規則第7条関係）

委任状

私は、株式会社大功 安岡広之を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

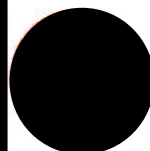
飯塚市自然環境保全条例における手続きに関する一切の権限。

27年 7月 2日

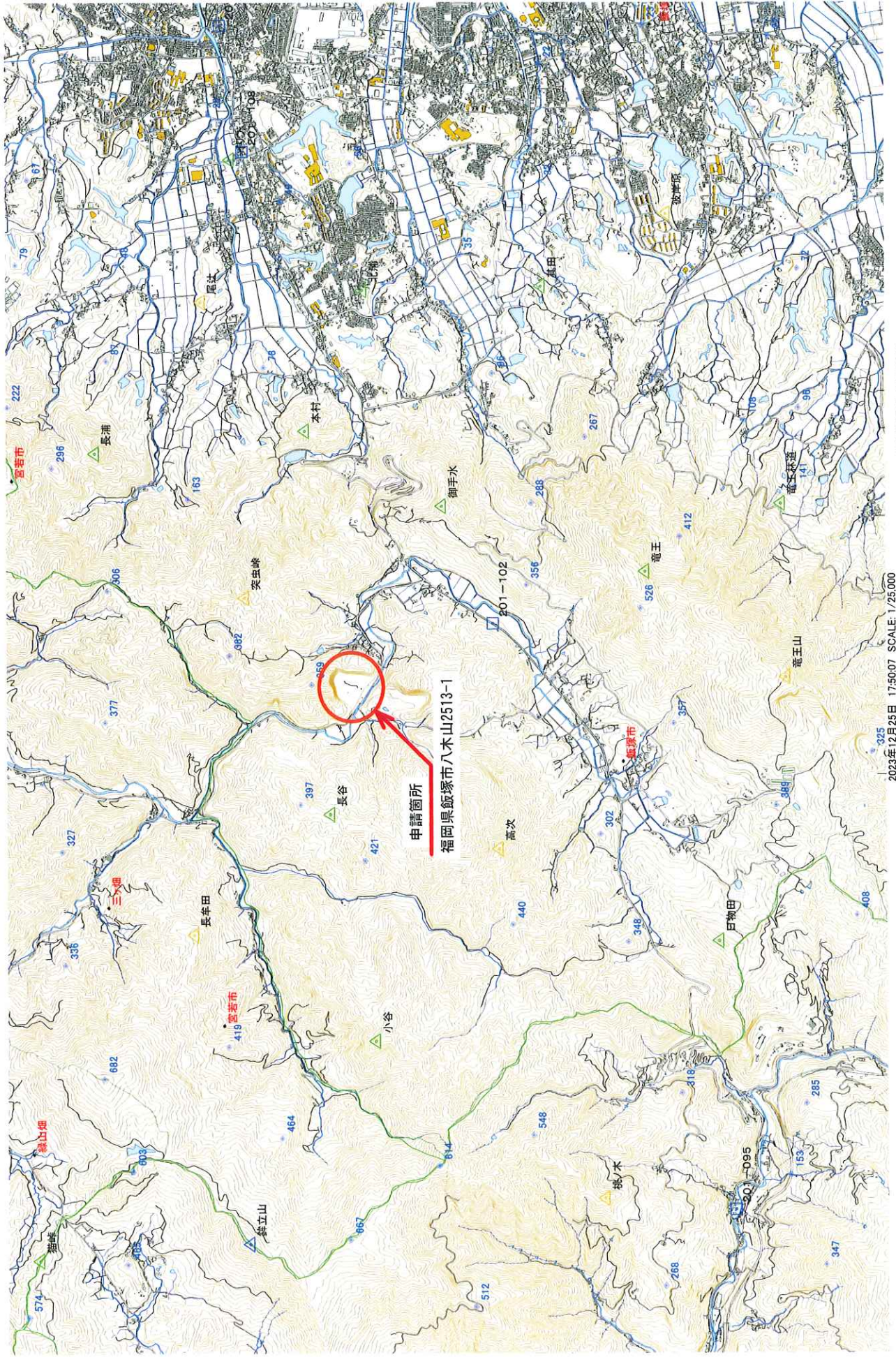
住所 福岡県飯塚市八木山二
二番地一号

氏名 NPO法人 清風
代表者 柴田

電話 0948-22-1310



基盤地図情報



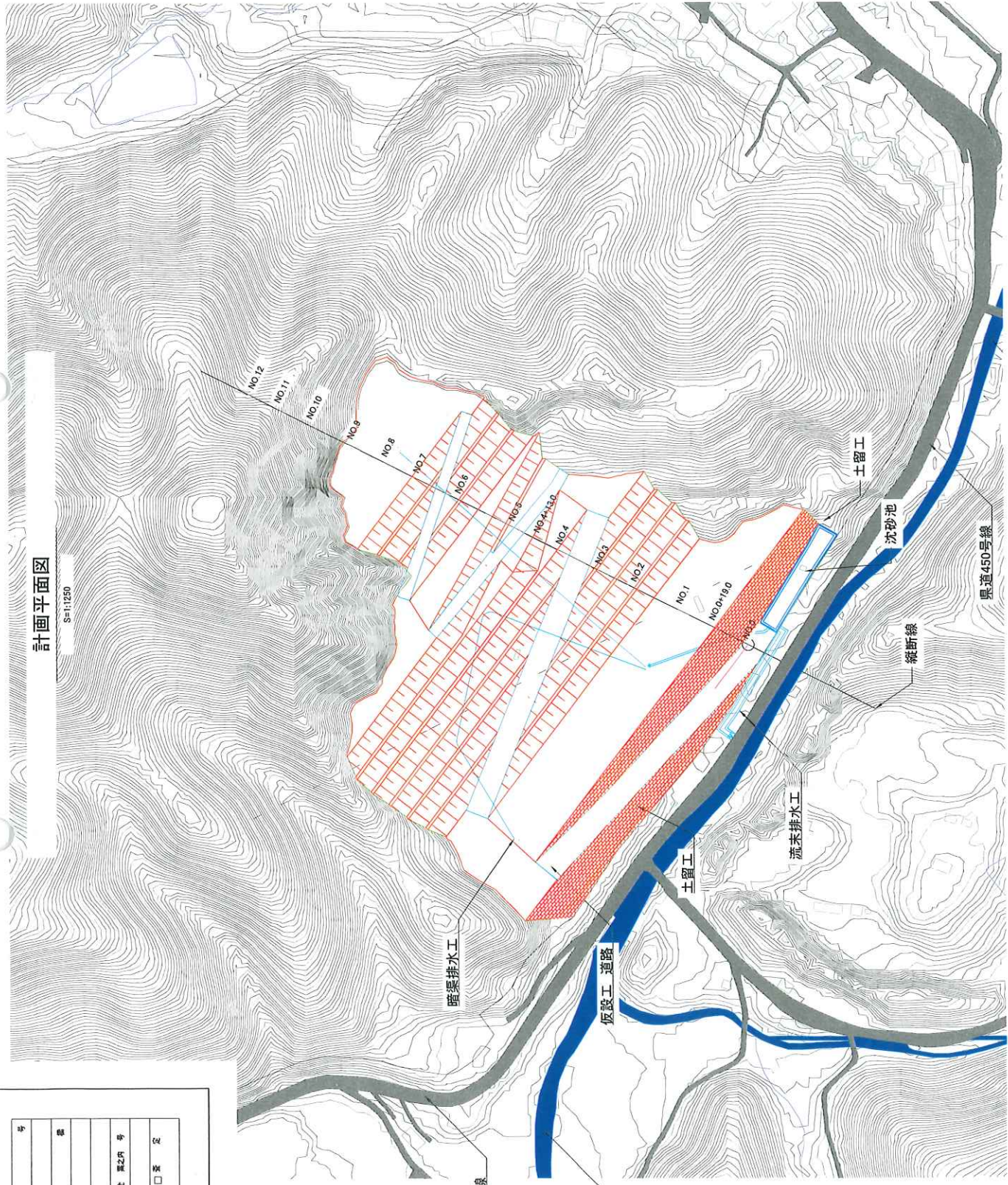
2023年12月25日 17:50:07 SCALE: 1/25,000

著作権所有兼発行者
国土地理院

計画平面図

S-11/250

工事年度	令和 年 (西暦) 年度	号
工事名	建設工事	
河川名	八木山川	線
工事箇所	青 野 村	
区画名	甲種	
地区	図示 区域番号 全 集之内 号	
申請番号		
区画	<input type="checkbox"/> 区画 1 <input type="checkbox"/> 区画 2 <input type="checkbox"/> 区画 3 <input type="checkbox"/> 区画 4 <input type="checkbox"/> 区画 5 <input type="checkbox"/> 区画 6 <input type="checkbox"/> 区画 7 <input type="checkbox"/> 区画 8 <input type="checkbox"/> 区画 9 <input type="checkbox"/> 区画 10 <input type="checkbox"/> 区画 11 <input type="checkbox"/> 区画 12	



県道450号線

八木山川

暗渠排水工

仮設工 道路

土留工

流末排水工

縦断線

沈砂池

土留工

県道450号線

NO.12

NO.11

NO.10

NO.9

NO.8

NO.7

NO.6

NO.5

NO.4

NO.3

NO.2

NO.1

NO.1

NO.2

NO.3

NO.4

NO.5

NO.6

NO.7

NO.8

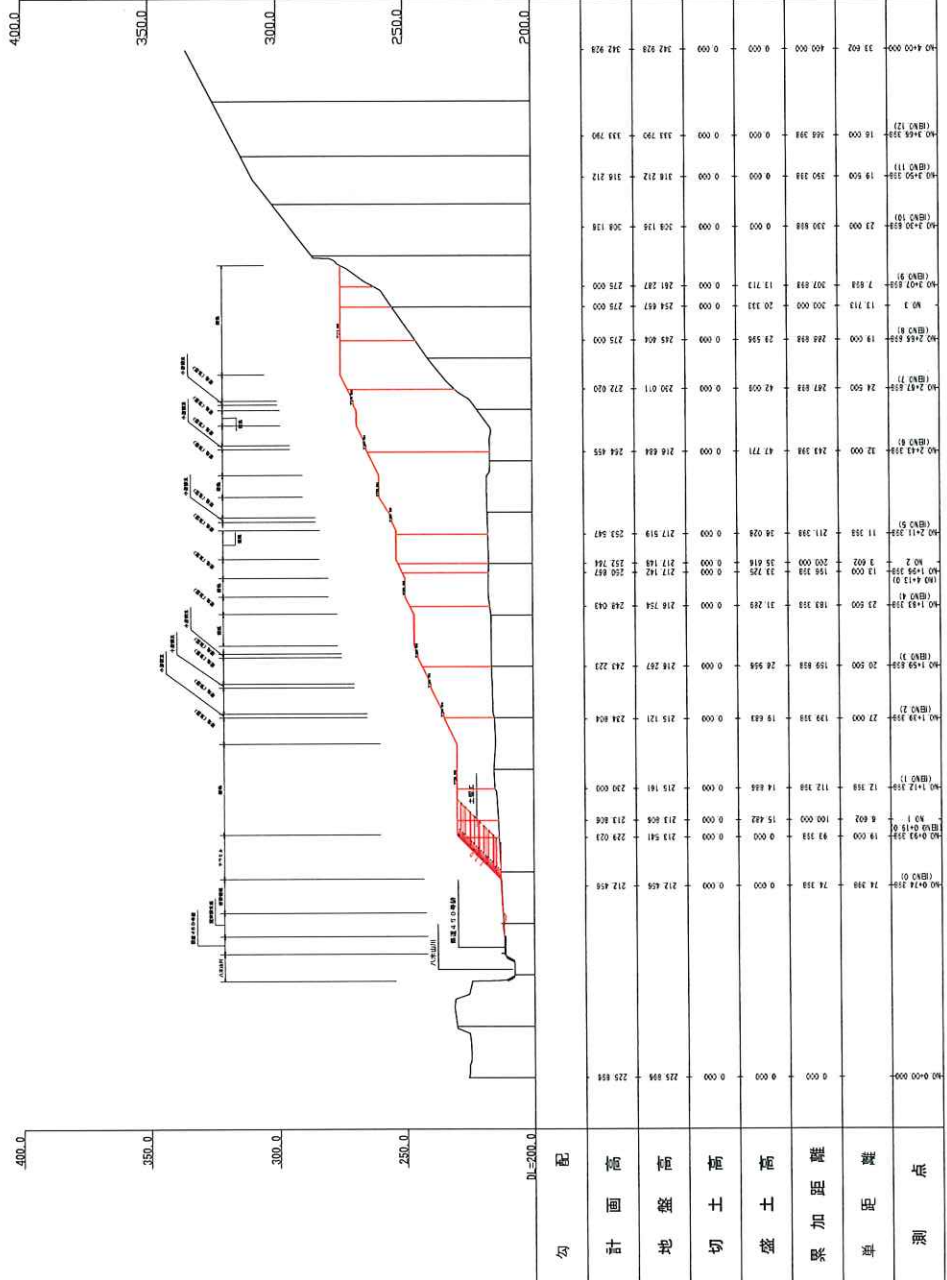
NO.9

NO.10

NO.11

NO.12

縦断面図

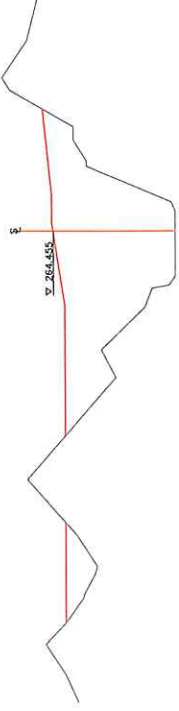


工事年度	令和 年 月 日	番号	
工事名	令和 年度 河川 工事		
河川名	河川	区画	区画
工事箇所	区画	区画	区画
区画名	区画	区画	区画
橋尺	区画	区画	区画
区画名称	区画		
区画	区画	区画	区画
区画	区画	区画	区画

計画横断面図(その1)

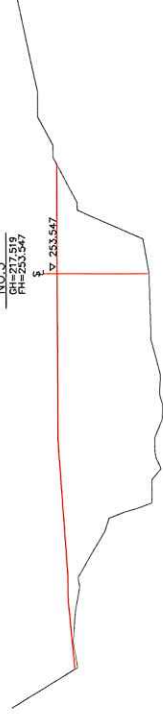
S=1:1250

NO.6
CH=266.455
PH=266.455



DL_220

NO.5
CH=253.547
PH=253.547



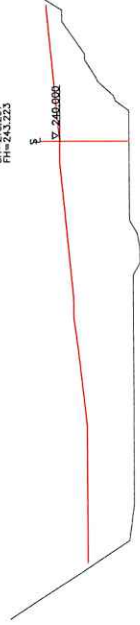
DL_220

NO.4
CH=248.043
PH=248.043



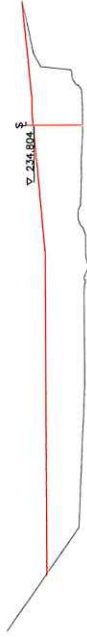
DL_200

NO.3
CH=246.690
PH=246.690



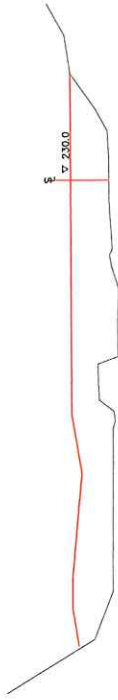
DL_200

NO.2
CH=234.804
PH=234.804



DL_200

NO.1
CH=230.000
PH=230.000



DL_200

NO.0+15.0
CH=229.023
PH=229.023



DL_200

NO.0
CH=212.456
PH=212.456



DL_200

計画横断面図(その2)

S=1:1250

工事年度	令和	年度	第	号
工事名				
道路名	道	地区		
区画	市	町		
工事箇所				
断面名	断面番号	全断面内	号	
断面形式				
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 特殊	<input type="checkbox"/> 実 <input type="checkbox"/> 虚	<input type="checkbox"/> 常 <input type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> 基 <input type="checkbox"/> 定	

NO.9
CH=265.287
PH=275.000



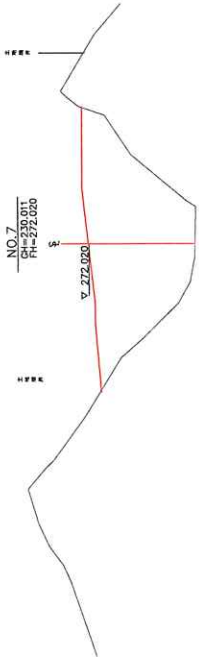
DL_250

NO.8
CH=245.404
PH=275.000



DL_250

NO.7
CH=230.011
PH=272.020



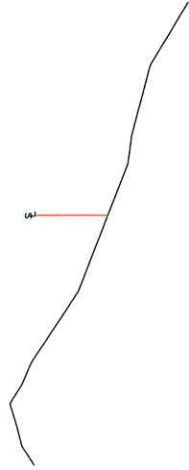
DL_270

NO.12
CH=316.446
PH=



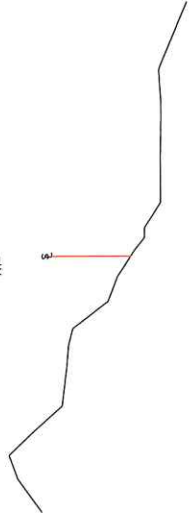
DL_300

NO.11
CH=309.446
PH=



DL_250

NO.10
CH=289.68
PH=



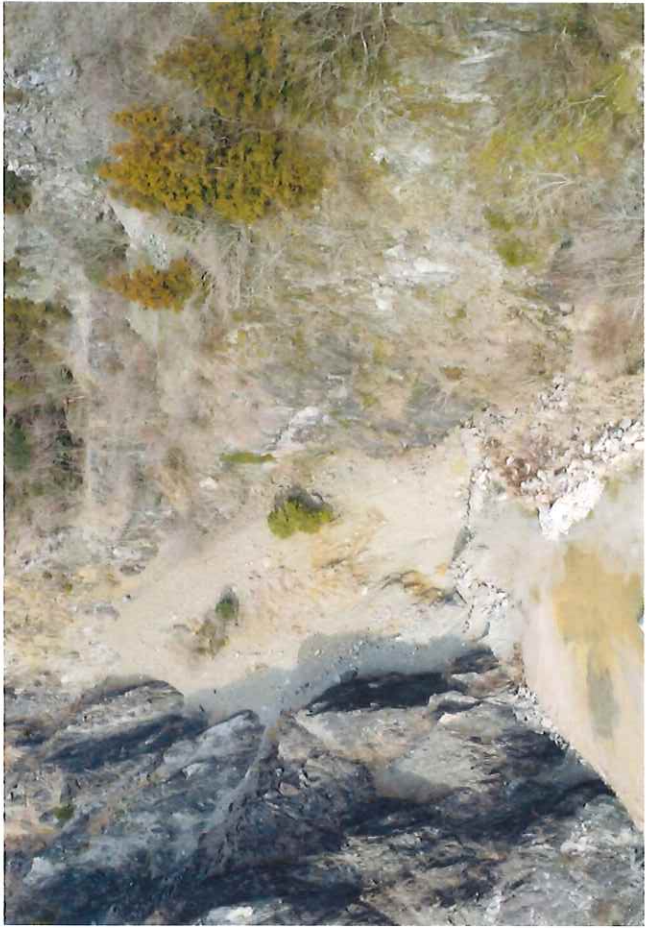
DL_250

法面排水施設設計図(全体図)

S=1:500

工事年度	令和 第 〇 期	第 〇 号
工事名	法面排水施設	
道路名	〇〇〇〇	〇〇〇
工事箇所	〇〇〇	〇〇
図面名	法面排水施設	全体図
図尺	1:500	
設計者	〇〇〇	〇〇
校核者	〇〇〇	〇〇
図面番号	〇〇〇	〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇	
図面番号	〇〇〇	〇〇
校核者	〇〇〇	〇〇
図面番号	〇〇〇	〇〇
校核者	〇〇〇	〇〇





4.4.19



資料2

筑穂元吉土砂埋立事業について

- ・時系列【2-1】
- ・現地写真【2-2】

事業の経過
(筑穂元吉土砂埋立事業)

年月日	内 容
R7.4.1	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく開発行為事業地との境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。
R7.4.22	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・沈砂池の浚渫を実施するよう指導。
R7.5.1	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・沈砂池の浚渫を実施するよう指導。
R7.5.20	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・浦田側法面の縦排水を整備するよう指導。 ・事業地入口付近の散水を実施するよう指導。
R7.5.23	<p>飯塚農林事務所長あて 依頼文書 発出 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づく下記事業地における対応について（依頼）」</p>
R7.5.26	<p>福岡県より情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦田側法面の一部が崩壊。福岡県と現地確認の日程を調整。
R7.5.26	<p>現地確認（市職員のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦田側法面の一部崩壊を確認。土砂流出等はなし。
R7.5.27	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦田側法面の一部崩壊箇所を確認。 原因は、天場の雨水貯留。溜まった雨水により天場の素掘り部分に水圧がかかり、水路ができたと考えられる。（場外への流出等はなし） ・天場および崩壊部の排水対策を早急に実施するよう指導。

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池の浚渫も併せて実施するよう指導。
R7.6.6	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部崩壊部分の整形完了を確認。 ・沈砂池の浚渫完了を確認。 ・天場の排水対策を早急に実施するよう指導。
R7.6.11	<p>福岡県より情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天場の排水対策を完了したとのこと。
R7.6.16	<p>現地確認（市職員のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天場の排水対策が完了したことを確認。 ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。
R7.6.20	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・浦田側法面の縦排水を整備するよう指導。
R7.7.1	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・浦田側法面の縦排水を整備するよう指導。
R7.7.15	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。
R7.8.5	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界部分の土砂の一部搬出を確認。 ・引き続き境界部分の土砂を搬出するよう指導。
R7.8.12	<p>現地確認（市職員のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨後の現地の状況を確認。事業地内に異常点なし。

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

R7.8.26	<p>現地確認（市職員のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浦田側法面の植生が進んでいることを確認。
R7.8.28	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浦田側法面の植生が進んでいることを確認。 ・ 境界部分の土砂の一部搬出を確認。 ・ 引き続き境界部分の土砂を搬出するよう指導。
R7.9.9	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・ 沈砂池の浚渫を実施するよう指導。
R7.10.10	<p>現地確認（県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の搬出状況を確認。
R7.11.6	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境界部分の土砂が増加していることから、境界部分に土砂を搬入しないように厳重に指導。 ・ 境界部分の土砂を早急に搬出するよう指導。
R7.11.11	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂搬入禁止看板の増設。 ・ 土砂搬出のスピードを上げるよう厳重に指導。
R7.12.3	<p>現地確認（事業関係者、県職員、市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境界部分の土砂を速やかに搬出するよう指導。 ・ 沈砂池の浚渫完了を確認。
R8.2.27	<p>現地確認（市職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の搬出状況を含む現地の状況を確認。

【埋立事業地・開発行為地 境界】



【浦田側法面】



資料3

桂川町における
産業廃棄物処理施設設置事業について

・時系列【3-1】

事業の経過
(桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について)

年月日	内 容
R6.2.15	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（12/28）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R6.2.28	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（2/15）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R6.5.20	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（2/28）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R6.11.1	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（5.20）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R6.11.26	<p>桂川町議会議長から飯塚市長宛て要望書 受理 「産廃施設への取組に関する要望書」</p>
R6.12.5	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（11/1）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。ただし、12 月中に調査は完了予定であることを確認したとのこと。
R6.12.13	<p>飯塚市議会（令和 6 年度第 4 回定例会）において以下 2 件の議案が可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議」 ・ 「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書」 → 飯塚市議会から福岡県知事宛てに意見書を提出
R7.1.7	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（12/5）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。

事業の経過 (桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について)

R7.1.20	飯塚市自治会連合会穂波支部長から飯塚市長宛て要望書 受理 「産業廃棄物焼却施設の建設反対について（要望書）」
R7.2.14	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（1/7）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.2.27	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（2/14）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.2.28	現地確認（市職員） ・ 事業地外部から現地の状況を確認。前回確認時から変化なし。
R7.3.21	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（2/27）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.4.14	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（3/21）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.7.8	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（4/14）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.8.20	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回（7/8）以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.8.26	現地確認（市職員） ・ 事業地外部から現地の状況を確認。前回確認時から変化なし。

事業の経過 (桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について)

R7.9.4	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 (8/20) 以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.9.16	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 (9.4) 以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R7.11.28	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 (9.16) 以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗はなし。
R8.2.2	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 (11/28) 以降の進捗について確認 紛争予防条例に基づく手続きの進捗なし。
R8.2.21	<p>桂川町議会主催 学習会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する学習会」(環境整備課職員 2 名傍聴)
R8.3.2	<p>県廃棄物対策課へ架電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 (2/2) 以降の進捗について確認。 紛争予防条例に基づく手続きの進捗なし。